特定非営利活動法人シニアメイトサービス定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人シニアメイトサービスという。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都武蔵村山市大南３丁目１０１番地１　マンション吉野１０２号に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、在宅で援助が必要な高齢者やその家族、その他の支援を必要とする人々に対して、福祉サービスの行政などへの申請の支援や介護者研修、在宅介護サービス事業、高齢者の健康維持活動、成年後見制度に関する事業などを提供し、すべての人々が安心して暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動法人の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

（１）　保健、医療又は福祉の増進を図る活動

（２）　社会教育の推進を図る活動

（３）　まちづくりの推進を図る活動

（４）　以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係わる事業を行う。

（１）　高齢者を中心とした福祉サービス等の行政等への申請相談事業

（２）　家族を介護している人に対する介護に関する研修事業

（３）　家族を介護している人のための交流会事業

（４）　高齢者に対する寝たきり予防等に関する研修事業

（５）　高齢者のためのデイサービス事業

（６）　成年後見制度に関するセミナー、講演会の開催等による情報提供事業

（７）　任意後見人として、被後見人に対する自立生活支援を目的とした相談、援助事業

（８）成年後見人等として、被後見人等に対する後見活動事業

（９）高齢者を中心とした福祉サービスに関する調査研究事業
（１０）高齢者を中心とした福祉サービスに関するホームページ開設運営、印刷物等の発行による普及啓発事業
（１１）その他、目的を達成するために必要な事業

第２章　会員

（種別）
第６条　この法人の会員は次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。
（１）　正会員
この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
（２）　賛助会員
この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

（入会）
第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。
２　会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出するものとする。
３　理事長は、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
４　理事長は、第２項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）
第８条　会員は理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第９条　会員が次の各号の一に該当するに至った時は、その資格を喪失する。
（１）　退会届の提出したとき
（２）　本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
（３）　正当な理由なく会費を滞納し、催促を受けてもそれに応じず、２年以上納入しないとき
（４）　除名されたとき

（退会）
第１０条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）
第１１条　会員が次の一に該当するに至った時は、総会の議決により、これを除名することができる。この場合この会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければ

いけない。

（１）　この定款に違反したとき

（２）　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

（拠出金品の不返還）

第１２条　既納の会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第３章　役員

（種別及び定数）

第１３条　この法人に次の役員を置く

（１）　理事　３人以上１０人以内

（２）　監事　１人以上２人以内

２　理事のうち１人を理事長、１名を副理事長とする。

３　この法人に役員の他、別に理事会の定めにより顧問を置くことができる。

（選任等）

第１４条　理事及び監事は総会において正会員の中から選任する。顧問は総会で選任する。

２　理事長、副理事長は理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を越えて含まれることになってはならない。

４　法第２０条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることが出来ない。

５　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第１５条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　代表理事以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

３　副理事長長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。

４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

５　監事は次に掲げる業務を行う。

（１）　理事の業務執行を監査すること。

（２）　この法人の財産の状況を監査すること。

（３）　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

（４）　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
（５）　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）

第１６条　役員の任期は２年とする。但し再任は妨げない。

２　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期はそれぞれの前任者の残存期間とする。

３　役員は辞任又は任期満了後においても第１３条１項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第１７条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第１８条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、この役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）　心身の故障のため職務の遂行に堪えられないと認められたとき
（２）　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

２　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等費用の支弁）

第１９条　役員はその総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める

第４章　会議

（種別）

第２０条　この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。

２　総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（総会の構成）

第２１条　総会は正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第２２条　総会は以下の事項について議決する。

（１）　定款の変更
（２）　解散及び合併

（３）　会員の除名
（４）　事業計画及び予算並びにその変更
（５）　事業報告及びその決算
（６）　役員の選任及びその解任、職務及び報酬
（７）　借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第４９条において同じ）
（８）　その他新たな義務の負担及び権利の放棄
（９）　解散における残余財産の帰属先
（１０）その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第２３条　通常総会は毎年１回開催する。

２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する
（１）　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
（２）　正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
（３）　第１５条第５項第４号の規定により、監事から招集があったとき

（総会の招集）

第２４条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。

２　理事長は前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければいけない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第２５条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員のなかから選出する。

（総会の定足数）

第２６条　総会は正会員の２分の１以上の出席がなければ開会する事が出来ない。

（総会の議決）

第２７条　総会における議決事項は第２４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の２分の１以上の同意があった場合はこの限りではない。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）

第２８条　各正会員の表決権は平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決

を委任することができる。

3　前項の規定により表決した正会員は、前２条及び次条第１項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることはできない。

（総会の議事録）

第２９条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）　日時及び場所

（２）　正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあたってはその数を付記すること）

（３）　審議事項

（４）　議事の経過の概要及び議決の結果

（５）　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

3　前２項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思を表決したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

①　総会があったものとみなされた事項の内容

②　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

③　総会の決議があったものとみなされた日

④　議事録の作成に係わる職務を行う者の氏名

（理事会の構成）

第３０条　理事会は理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第３１条　理事会はこの定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

（１）　総会に付議すべき事項

（２）　総会の議決した事項の執行に関する事項

（３）　その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第３２条　理事会は、次掲げる場合に開催する。

（１）　理事長が必要と認めたとき

（２）　理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

（理事会の招集）

第３３条　理事会は理事長が招集する

2　理事長は、前条第２号の規定による請求があったときはその日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、すくなくとも５日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第３４条　理事会の議長は理事長がこれに当たる。

（理事会の議決）

第３５条　理事会における議決事項は第３５条第３項によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を有するもので、出席した理事の３分の２以上の同意があった場合はこの限りではない。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数の議決をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会の表決権）

第３６条　各理事の表決権は平等なるものとする。

2　やむをえない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事に加わることはできない。

（理事会の議事録）

第３７条　理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）　日時及び場所

（２）　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること）

（３）　審議事項

（４）　議事の経過の概要及び議決の結果

（５）　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名押印しなければならない。

第５章　資産

（構成）

第３８条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）　設立当初の財産目録に記載された資産

（２）　会費
（３）　寄付金品
（４）　財産から生じる収入
（５）　事業に伴う収入
（６）　その他の収入

（資産の区分）

第３９条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）

第４０条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第６章会計

（会計の原則）

第４１条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第４２条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

（事業年度）

第４３条　この法人の事業年度は毎年４月１日にはじまり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）

第４４条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第４５条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで全事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第４６条　予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

２　予備費を支出するときは、理事会の議決を経なければいけない。

（予算の追加及び更正）

第４７条　予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第４８条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金が生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第４９条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第７章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第５０条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に既定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第５１条　この法人は次の事由により解散する。

（１）　総会の議決

（２）　目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能

（３）　正会員の欠亡

（４）　合併

（５）　破産

（６）　所轄庁による設立の認証の取り消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第５２条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、総会において議決した他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

（合併）

第５３条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章　公告の方法

（公告の方法）

第５４条　この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに官報に掲載してこれ

を行う。ただし、法28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第9章　事務局

（事務局の設置）

第５５条　この法人に、事務を処理するため事務局を設置する。

２　事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

第５６条　事務局長及び職員の任免は理事長が行う。

第５７条　事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第１０章　雑則

（細則）

第５８条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

１．この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２．この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	藤崎　由美子
副理事長	山根　眞知子
理事	宮守　美智子
理事	渡邊　静子
理事	大貫　春美
理事	名嶋　悦子
監事	箕輪　和子

３．この法人の設立当初の役員の任期は第16条第1項の規定に関わらず、成立の日から平成16年6月末日までとする。

４．この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。

５．この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定に関わらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。

６．この法人の設立当初の年会費は、第8条の規定に関わらず年に次に掲げる額とする。

（1）	正会員	（個人・団体）		５０００円
（2）	賛助会員	（個人）		２０００円
（3）	賛助会員	（団体）	一口	１００００円（一口以上）